

大  
遊  
協  
会  
議  
論

遊技産業健全化推進機構ニュース

9  
10  
SEPTEMBER OCTOBER 2023



「20年前から真剣にやってるで」大遊協が新聞三紙に全面広告

～平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い～

2023年度第1四半期検査結果報告 機構検査部

# 機構の動き

6・7月度<2023年6月1日～7月31日>

## 遊技機等の立入検査関係

- 6月度 立入検査店舗数 109店舗  
(遊技機検査 93店舗、計数機検査 16店舗)  
6月末日 誓約書提出店舗数 7412店舗 (対前月比▲50)  
7月度 立入検査店舗数 103店舗  
(遊技機検査 82店舗、計数機検査 21店舗)  
7月末日 誓約書提出店舗数 7367店舗 (対前月比▲45)

## 依存防止対策調査の関係

- 6月度 依存防止対策調査実施店舗数 107店舗  
6月末日 承諾書提出店舗数 7341店舗 (対前月比▲51)  
7月度 依存防止対策調査実施店舗数 135店舗  
7月末日 承諾書提出店舗数 7298店舗 (対前月比▲43)

## 会議開催関係

6月19日(月)に定例理事会、定時社員総会、臨時理事会を開催した。定例理事会においては、誓約書の電子化及び全店舗からの再提出を求める取組み開始の件を承認可決した。定時社員総会においては、昨年度の活動報告が了承され、計算書類(決算)も承認された。また、理事9名及び監事1名の選任が承認可決され、全員が就任を承諾した。さらに臨時理事会において代表理事1名、副代表理事2名、専務理事1名が選任された。

(詳細は13ページ KIKO NEWS参照)

7月5日(水)に定例理事会を開催した。誓約書の電子化等に伴う誓約書及び立入検査実施要綱の一部変更を承認可決した。また、第1四半期の立入検査及び依存防止対策調査の結果が報告、了承された。

# CONTENTS

9/10 September  
October  
2023

「20年前から真剣にやってるで」大遊協が新聞三紙に全面広告 ～平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い	1
2023年度第1四半期検査結果報告 機構検査部	4
最近の風適法違反の傾向と対策 三堀 清	7
店長に求められる知識「経営マネジメントXV」	10
KiKo NEWS	13



## 福島県二本松市 提灯祭り



秋田竿燈まつり、尾張津島天王祭とともに、日本三大提灯祭りに数えられるが、二本松では夏ではなく10月の第一土曜日から3日間開催される。町内自慢の7台の太鼓台には、それぞれ300もの提灯が鈴なりに掛けられ、松明で運ばれた御神火が一本一本ロウソクに移される。夜空に7台の太鼓台が光の帯のようになって集まる様は美しい。難所の竹田坂では、威勢のいいお囃子に急き立てられながら若衆が太鼓台を押し上げるのが見どころだ。

江戸時代の初め二本松城主丹羽光重が領民一体になる祭りを始めた。町内では太鼓台を工夫し、やがてこの提灯の太鼓台に至ったという。旧暦の8月15日の行事だったが、大正年間の大祭の後に秋に変更された。各太鼓台では一晩1500本のロウソクが消費され、搖れが激しいと提灯に燃え移ることがあるが、はらはらと見守るのも祭の楽しみになっているようだ。

# 「20年前から真剣にやつてゐるで」

大遊協が業界の依存問題対策を新聞三紙に全面広告

専門家の講演会を実施  
約550人が参加

「今回の二つの施策は当初からセ  
ットで企画されたものです。期待  
した以上の反響で安堵

大阪府遊技業協同組合（以下、大遊協）は7月上旬、新聞三紙（朝日・毎日・産経）の関西版に全面広告を打ち、同組合の永年にわたるギャンブル等依存症対策への取組みをアピールした。

6月23日に社会学の専門家による講演会を実施したことや、遊技業界の過去20年間の依存問題対策の足跡、パチンコ・パチスロとカジノなどギャンブルとの違いを訴えるキヤツチ「ピー」は

「大阪のパチンコ・パチスロ店は20年前から真剣にやつてゐるで」。

なぜ今、積極攻勢に出たのか。  
同組合の平川容志理事長に聞いた。



大遊協の平川容志理事長



6月23日に開催した特別講演会には約550人が参加

「誤った業界認識から組合員と顧客を守る！」  
平川容志理事長が語る異例の積極攻勢にかけた思い

講演会は大阪市内のホテルで大遊協通常総代会の終了後に実施されたもので、同組合加盟店舗はじめ京都、兵庫、岡山、山口、さらに九州からも業界関係者が足を運んだ。大阪府の依存問題対策の担当者、大阪維新の会や自民党の府議会議員も訪れた。出席者は約50人。大手新聞社も複数取材し概要を報じた。

三紙への全面広告のコピーは「大阪のパチンコ・パチスロ店は20

大遊協が業界の依存問題対策を新聞三紙に全面広告

「年前から真剣にやつてるで」。直前に依存問題対策の講演会を実施したことや早野教授による「各種ギャンブルの依存問題とパチンコ業界の対策」の現状分析、平川理事長の「パチンコ店は地域のコミュニティであり、長く愛して親しんでいただけるホールが私たちの理想」というメッセージや業界の過去20年間の依存問題対策の歩みが掲載された。

## 大阪のＩＲ推進派の誤った批判に危機感

専門家による講演会と三紙への全面広告について、発案者である平川理事長は「大阪ではI.R推進派による『遊技業界は依存問題対策をしていない』といふ誤った認識に基づく批判がなかなかなくならず、このままで組合員が委縮してしまふと考えました」と背景を説明する。

新の会と公明党により共同提案された「パチンコ、パチスロ等をギャンブルに位置づけ、ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を促進させることを求



三紙の関西版に掲載された大遊協の全面広告。7月1日に毎日、3日に産経、4日に朝日の紙面を飾った。

昨年10月の都遊協経営者研修会での講演「そんなにパチンコが悪いのか——懲りる文化と懲りない人たち——」や今年2月の全国遊技業

協)の助成により4万人を超える大規模なアンケート調査を実施し、パチンコ・パチスロやギャンブルと依存の関係を社会学的見地から研究してきた人物で、論文も発表し

講演会には、これを機に府内の業界人の依存問題対策に関する知見を一層高めたいとの狙いもあつた。講師の早野教授は、以前から東京都遊技業協同組合（以下、都遊

## 依存問題対策の 知見向上を図る狙いも

かねない」として、今回の一連の施策を思い至つたという。

や大阪市長から出てくることから、「手をこまねいていると、組合員店舗の委縮はもとより、既存のお客様までが自分たちは危険な遊びにしているのです」と異議不

I 打ち落済の言ふた言語に基く發言が再び目につくようになつてき  
たという。

## 業界の依存問題対策に関する、I

青年部交流会での講演「そんなにパチンコが悪いのか…社会学から見たギャンブル依存」では、「パチスコの良さは低額で優越感と解放感が得られるところにあり、ギャンブル依存の元凶ではない」「射幸性はすべてのギャンブルで宝くじが一番高い」「依存問題対策で必要なのは互いに助け合う地域社会づくり」などの自説を展開。

大規模な統計データに基づいた客観的な分析、考察であるとして、全日本遊技事業協同組合連合会では高く評価し、全国遊技業青年部交流会の講演録を都道府県組合に配布するだけでなく、阿部恭久理事長がパチンコ・パチスロ産業21世紀会の代表として参加している政府のギャンブル等依存症対策推進関係者会議の第11回会議（23年6月19日開催）に提出している。平川理事長もこの講演を聞き、講師依頼を即断したという。

## 意義を再認識した 日頃の社会貢献活動

同教授は全面広告に載せたメツ

表として参加している政府のギャンブル等依存症対策推進関係者会議の第11回会議（23年6月19日開催）に提出している。平川理事長もこの講演を聞き、講師依頼を即断したという。

また、再認識しているのが日頃の社会貢献活動の重要性だと話す。

大阪府では昨年11月に施行され



昨年12月18日に大阪府門真市の「東和薬品RACTABドーム」で開催された第36回「未来っ子カーニバル」の模様。コロナ禍の影響により、巨大会場での開催は3年ぶり



全日本遊技事業協同組合連合会では高く評価し、全国遊技業青年部

セージで業界や公営ギャンブルの依存問題対策について触れ、最も対策を進めているのがパチンコ業界だと評価。代表的な取組みとして、認定特定非営利活動法人ばかりの依存問題相談機関リカバリーサポート・ネットワークの相談体制、安心パチンコ・パチスロアドバイザーリストの導入、自己申告・家族申告プログラムの導入、自助グループや民間団体への経済的支援などを挙げている。

政府が22年3月に閣議決定した第2次基本計画においても、これまでの業界の取組みは総じて一定の評価をされている。

こうしたことから、平川理事長は今回の新聞広告のキャッチコピー「『大阪のパチンコ・パチスロ店は20年前から真剣にやってる』には業界全体の思いを込めたつもりだと強調。今後は1万人規模のギャンブル等依存調査を実施し、早野教授が実施した4万人超の調査結果と比較するなどして、大阪の実態を明らかにしていく意向を示している。

「未来っ子カーニバル」は大遊協青年部会が府内の児童養護施設などの児童らを一堂に招く年末恒例イベントで、30年以上にわたって実施してきた。ボランティアも数多い。その一人が先の職員だったわけで、「思わぬところで我々の日頃の取組みの理解者に出会えて、とても嬉しく思いました」と顔をほころばせる。

大遊協では1991年に設立した大遊協国際交流・援助・研究協会を通じて、在阪の外国人留学生に対する奨学金支援事業も続けてきた。近年では、日本人の交換留学生を対象にした奨学金制度も始められたなど、同事業を拡大させている。今後もこうした社会貢献活動を継続し、依存問題対策同様、積極的に広報していく構えだという。

# 17年目に突入した機構の検査活動 異常事案は着実に減少もゼロではない 日々のメンテナンスの実践を!

**機構検査部が2023年度第1四半期(4月～6月)に行なった立入検査活動の結果をお知らせする。**

別表①の通り、2023年の4月から6月までの3か月間に機構検査部は、25都府県方面の380店舗(うち計数機検査は56店舗)を訪問し、ぱちんこ遊技機1270台、回胴式遊技機1218台の合計2488台の遊技機の検査を行なった。計数機の検査台数は玉計数機43台、メダル計数機13台の合計56台であった。

昨年同期比では、立入検査店舗数で約21%減、ぱちんこ遊技機で約11%減、回胴式遊技機で約19%減、玉計数機では約41%減、メダル計数機で約43%減であった。

本年度第1四半期の立入検査においても立入拒否はなく、ホール側の受け入れ対応等も問題がないものであった。

今後とも、機構検査部は全国的にホールへの立入検査活動等を遂行する予定であり、誓約書を提出

おり、当機構が実施している新型コロナ感染症対策についてもご理解を頂きたい。

「その中に紛れ込んでいる可能性も否定できない」が、ここ数年の遊技機の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの方には継続的な遊技機点検の実施をお願いしたい。

## 検査の結果

第1四半期の検査活動において、

遊技機検査では異常な事案は確認される検査活動等に対しても、ご理解とご協力をお願いしたい。また、当機構では、新型コロナウイルス5類移行後も検査要員の日々の体温管理はもちろんのこと、検査時間内を中心とした「サンプル検査」的な活動である。「お客様の遊技されている遊技機を検査

する」ことは出来ず、異常事案が「その中に紛れ込んでいる可能性も否定できない」が、ここ数年の遊技機の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの方には継続的な遊技機点検の実施をお願いしたい。

一方計数機検査においては残念ながら一部の店舗で異常計数と認めざるを得ない事案があった。計数機検査は13年目に入つたわけだが、徐々に減少傾向にあつた計数機検査の異常事案が今後増加するとのないよう、継続的に計数機の点検の実施をお願いしたい。



## 機構検査部

実際に立入検査を行なった結果に  
関し、その概略と考  
察をお知らせする。

第1四半期に確

# 検査で 気づいたことを お伝えする

また、既に廃業されているにも  
関わらず、機構宛に連絡の無い店  
舗は誓約書提出店舗としてカウン  
トされていることから、実際に営  
業している店舗数は、その廃業  
店舗数分を割り引く必要があるこ  
とを付け加える。

次に機構に対し誓約書を提出  
されているパチンコホールは、6  
月末時点で7412店舗であった。  
本年3月末時点においては、誓  
約書提出ホールが7572店舗あ  
つたことから、この3か月間に1  
60店舗が減少したことになる。

月末時点で7412店舗であった。  
本年3月末時点においては、誓  
約書提出ホールが7572店舗あ  
つたことから、この3か月間に1  
60店舗が減少したことになる。

認された異常事案は遊技機検  
査で0件、計数機検査で1件  
であった。

この遊技機検査の「異常事  
案ゼロ」は遊技機の異常事案  
が年々着実に減少傾向である  
ことを示す数字ではあるが、  
前年度まで「部品取り」と思  
われる事案が続いており、今  
後の検査活動を通して、見極  
める必要がある。

「部品取り」と思われる事案  
は、ホール現場での日常点検  
等でつぶせる内容だと考えら  
れる。特に回胴式遊技機の清  
掃等メンテナンスの場合、隣  
り合う遊技台等のホッパーの  
入れ違えのケースなど、細心  
の注意を払って対応をお願い  
したい。

計数機検査について確認さ  
れた事案は残念である。計数  
機のメンテナンスは遊技機と  
同様で、日々の点検業務等で  
防げる場合が十分にあると考  
察を行なった結果に  
関し、その概略と考  
察をお知らせする。

**別表① 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数** (2023年4月1日～6月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	9	-	9	36	36	-	-	72
2	旭川方面	9	7	16	36	36	6	1	79
3	北見方面	6	-	6	24	24	-	-	48
4	函館方面	-	9	9	-	-	7	2	9
5	青森県	7	9	16	28	26	7	2	63
6	岩手県	9	5	14	42	30	4	1	77
7	宮城県	15	-	15	60	60	-	-	120
8	秋田県	9	8	17	32	40	6	2	80
9	福島県	14	-	14	56	56	-	-	112
10	東京都	29	8	37	106	96	6	2	210
11	茨城県	21	-	21	80	84	-	-	164
12	群馬県	10	-	10	46	32	-	-	78
13	埼玉県	25	-	25	88	108	-	-	196
14	千葉県	17	-	17	62	54	-	-	116
15	神奈川県	26	-	26	112	86	-	-	198
16	静岡県	12	10	22	44	52	7	3	106
17	京都府	10	-	10	32	40	-	-	72
18	島根県	7	-	7	28	28	-	-	56
19	岡山県	18	-	18	64	76	-	-	140
20	広島県	10	-	10	36	32	-	-	68
21	香川県	9	-	9	36	36	-	-	72
22	高知県	9	-	9	40	32	-	-	72
23	長崎県	15	-	15	60	60	-	-	120
24	熊本県	8	-	8	38	24	-	-	62
25	鹿児島県	20	-	20	84	70	-	-	154
合 計		324	56	380	1,270	1,218	43	13	2,544

# 2023年度第1四半期検査結果報告



別表② 誓約書・承諾書提出店舗数  
(各都府県方面別) (2023年6月30日現在)

NO	都府県方面名	誓約書 提出 ホール数	承諾書 提出 ホール数	提出 ホール数 の差異	提出率
1	札幌方面	194	194	-	100%
2	旭川方面	60	60	-	100%
3	釧路方面	58	58	-	100%
4	北見方面	34	34	-	100%
5	函館方面	36	36	-	100%
6	青森県	98	98	-	100%
7	岩手県	99	99	-	100%
8	宮城県	150	147	▲3	98%
9	秋田県	88	88	-	100%
10	山形県	67	67	-	100%
11	福島県	147	135	▲12	91%
12	東京都	590	590	-	100%
13	茨城県	192	190	▲2	98%
14	栃木県	127	127	-	100%
15	群馬県	100	97	▲3	97%
16	埼玉県	355	354	▲1	99%
17	千葉県	312	309	▲3	99%
18	神奈川県	402	400	▲2	99%
19	新潟県	124	124	-	100%
20	山梨県	49	49	-	100%
21	長野県	125	125	-	100%
22	静岡県	223	222	▲1	99%
23	富山県	54	54	-	100%
24	石川県	68	68	-	100%
25	福井県	62	61	▲1	98%
26	岐阜県	121	121	-	100%
27	愛知県	402	392	▲10	97%
28	三重県	92	92	-	100%
29	滋賀県	83	81	▲2	97%
30	京都府	129	128	▲1	99%
31	大阪府	529	523	▲6	98%
32	兵庫県	312	310	▲2	99%
33	奈良県	59	58	▲1	98%
34	和歌山県	61	61	-	100%
35	鳥取県	50	50	-	100%
36	島根県	59	59	-	100%
37	岡山県	109	107	▲2	98%
38	広島県	210	207	▲3	98%
39	山口県	92	89	▲3	96%
40	徳島県	52	52	-	100%
41	香川県	67	67	-	100%
42	愛媛県	97	97	-	100%
43	高知県	66	66	-	100%
44	福岡県	287	284	▲3	98%
45	佐賀県	54	54	-	100%
46	長崎県	106	104	▲2	98%
47	熊本県	120	119	▲1	99%
48	大分県	99	97	▲2	97%
49	宮崎県	95	93	▲2	97%
50	鹿児島県	176	173	▲3	98%
51	沖縄県	71	71	-	100%
合 計		7,412	7,341	▲71	99%

えられる。ホールの現場では、引き続き、玉計数機・メダル計数機の定期的なメンテナンスを継続してお願いしたい。

さらに検査部では、現時点において、すべての検査遊技機を対象とした「検定期間」「認定期間」の確認を実施してはいないものの、検査の際に「検定切れではないか?」と思われるケースがあった

ことをお伝えしたい。  
もちろん、新規則に基づき製造等された遊技機であり、検定が切れないが、故障などの際は修理ができないくなる等の制約も生じてしまう恐れがある。

この点を考慮し、遊技機を長期間使用するのであれば、「検定期間」が切れる前に「認定取得」をして使用していただいた方が良い

最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関してはその対応をお願いしたい。

別表②に、現在の誓約書と承諾書の提出状況を掲示しているが、「承諾書」の提出がない店舗が未だに71店舗存在している。既に廃業されているにも関わらず、機構宛に廃業連絡の無い店舗も含まれ

最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関してはその対応をお願いしたい。

現在検査部では、承諾書未提出ホールへは事務局と連携して検査終了後に、その提出をお願いしているところであり、ホール企業皆さんのなお一層の協力が不可欠であると考えている。

てカウントされていることも考えられるが、実際に営業されている店舗は速やかに、承諾書の提出をお願いしたい。

と考えている。

ホールへは事務局と連携して検査終了後に、その提出をお願いしているところであり、ホール企業皆さんのなお一層の協力が不可欠であると考えている。

# 最近の風適法違反の傾向と対策



三堀 清  
みほり きよし  
昭和32年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成9年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手かける

## 1

### 警察庁のレポートの行政処分の状況

警察庁生活安全局保安課では、毎年4月にその前年における「：風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況について」と題するレポートを公表している。

このレポートは「風俗環境の現状」、「風俗営業者に対する行政処分の状況」及び「風俗関係事犯の取締り状況」の三部構成であった（その後、新たに「性風俗関連特殊営業の現状」という項目が加わり、四部構成となつた）。このうち「：行政処分の状況」を年別に概観すると、令和元（2019）年についてのレポートでは広告・宣伝規制違反と遊技くぎのくぎ曲げ（無承認変更）の事例各

1件が、令和2（2020）年についてのレポートではくぎ曲げ及びくぎ曲げ+景品（賞品）の自家（直）買い（賞品買取禁止違反）の事例各1件が、令和3（2021）年についてのレポートでもくぎ曲げ+景品の自家買いの事例1件が報告されている。

## 2

### くぎ曲げ+自家買いの事例

報告されたこれらの事例では、風適法20条10項違反のくぎ曲げ単独で処分された場合は6月の営業停止となつているが、くぎ曲げに同法23条1項2号違反の賞品の自家買いが併せて処分された場合には風俗営業の許可の取消しどとなつてている。

これに対し、令和5（2023）年4月に公表された「令和4年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締り状況について」の「：行政処分の状況」では、パチンコホールの事例は1件も報

てホークの行政処分の事例が減少したようと思われるかも知れないが、実際には相変わらずくぎ曲げ及び自家買いの事例は少なからずあつたのである。

以下、報道された範囲で各事例について検討したい。

本件では、刑事処分としては、令和4年11月に代表者及び元店長の個人2名が賞品買取禁止違反及び無承認変更で罰金刑に処せられた他（風適法50条1項1号、52条2号）、両罰規定により法人としてのホール企業自体も罰金刑に処せられたとのことである（同法56条）。

また、行政処分としては、くぎ曲げで捜査開始後に自家買いが発覚した1店舗はその後の令和3年11月末に許可を返納して閉店したため処分はなく、自家買いのみがあった2店舗は令和5年3月1日からそれぞれ90日間の営業停止処分となつたとのことである。

無承認変更により罰金刑に処せられる風適法4条1項2号イにより風俗営業者としての欠格事由が発生し、同法8条の定めにより「公安委員会は、その許可を取り消すことができる」（同法同条2号）ということになる。

そして、警察庁が公表している風適法8条に基づく風俗営業の許可の取消しに関するモデル処分基準では、以下の通り定められている。

「風俗営業等適正化法第8条各号に掲げているかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等を行うことができる。」

い又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。

- ・第4条第1項9号に該当することとなつた場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようないとき」

推測の域を出ないが、本件では、法人としてのホール企業に無承認変更で罰金刑が科されたことにより欠格事由が発生しているが、くぎ曲げ+自家買

いがあつた1店舗の風俗営業の許可を早々に返納したことによって当該店舗での同種の違反が再度発生する余地が全くなくなり、このことが「速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正回復しようとしている」に準ずる状況にあるものと評価され、また、くぎ曲げに至る経緯やその態様も「悪意がない又はごく軽微」であると判断されたため、辛くも全店営業許可の取消しという最悪の事態を免れた事例といえるであろう。

本件では、刑事処分としては、同年11月に元店長が罰金刑に処せられただけ（風適法50条1項1号、52条2号）、代表者及び法人としてのホール企業も、くぎ学校の代表者、講師及び法人としてのくぎ学校もいずれも不起訴処分となつた。

これも推測の域を出ないが、本件ではホール企業の代表者ないし元店長がくぎ学校の指導に従つただけであるとの弁明をして責任回避を図つたことに加え、これを裏付ける物証となるようなくぎ学校の講習に関する資料が残されていたことが影響したものと思われる。

捜査に当たつた警察の担当官は、くぎ学校の講師が、一般論的にくぎ曲げの知識やノウハウ等を指導しただけでは無承認変更を帮助したとまでの事実認定はできないと判断しつつも、ホール企業の代表者・元店長がくぎ学校の指導に従つただけであるとの弁明をしていたため、くぎ学校の関係者や法人

### 3 くぎ曲げで くぎ学校の関係者まで 書類送検された事例

東北地方では、令和4年5月にくぎ曲げにより検挙され、ホール企業の代

としてのくぎ学校に関する捜査書類を検察庁に送致＝書類送検せざるを得なくなつたのである。送致を受けた検察官も、具体的に現にホールに設置されているパチンコ機のくぎ曲げを指導していないくぎ学校の関係者を無承認変更の帮助犯として处罚するには無理があると判断して不起訴にしたものであろう。

行政処分としては、当該ホールは検挙直後の令和4年6月に許可を返納して閉店したため处分はなかつた模様である。

## 4 その他くぎ曲げの事例

四国地方では、令和4年7月にくぎ曲げをしているとの通報により検挙され、12月に店長1名及びスタッフ2名の個人3名並びに法人としてのホール企業が書類送検された事例がある。

本件では、刑事処分としては、令和5年6月にいずれも不起訴処分となつたとのことである。

行政処分については、現時点では不明である。

関西地方では、令和4年5月にくぎ曲げをしていると通報され、刑事処分として令和5年1月にホール企業の代

表者及び法人としてのホール企業が無承認変更で罰金刑となり、行政処分として風適法8条により、欠格事由発生を原因として全店舗の営業許可の取消しとなつた事例がある模様である。

## 5 くぎ曲げ事例に共通する傾向とその対策

以上のとおり、最近のくぎ曲げの事例は、いざれも警察への通報が端緒になつてゐるという共通の傾向がある。通報者は多くの場合、遊技客であると思われる。

そこでこののような通報を抑止・防止する対策として

は、当たり前のくぎ曲げの事例は、いざれも警察への通報が端緒になつてゐるという共通の傾向がある。通報者は多くの場合、遊技客であると思われる。

そこでこののような通報を抑止・防止する対策としては、

「当たり前のことであるが、一にも二にも違法行為に手を染めない」ということにしておきる。

また、客が、くぎ曲げ等の違法行為があつた事実を画像や映像等の証拠付きで警察に通報するに至るには、

それなりの動機がある筈である。そして、客にとつてはプレイの結果や内容、或いはホールスタッフの態度等への不満や不信感が動機となる。

そのためには、客にかかる不満や不信感を抱かせるような営業方法を慎むこと、すなわち、客に対して射幸心を煽つたり、出玉や大当たり確率について思われぶりに期待を抱かせたりするような情報発信をしないこと、一部の客が有利な条件でプレイしているとの印象を与えるような不平等な取り扱いをしないという営業の基本ルールを実践することにより、健全で風通しの良い遊技環境を実現しなければならない。



# 店長に求められる知識

## 経営マネジメント XV

### パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

消費の落ち込みやライフスタイルの変化、娯楽の多様化などの影響で、パチンコ業界の市場規模は年々縮小を続けています。一時は30兆円産業とも言われたパチンコ業界の市場規模は、コロナ禍の影響もあり、2021年時点では約14兆6000億円と半減以下にまで減少しています。このような厳しい環境下、店舗管理者は「ヒト・モノ・カネ・情報」といった限られた資源やそこで生まれるリスクを管理し、店舗運営を最適化するための手法が一層求められます。それが経営マネジメントです。どのような状況下においても、店舗の長期的な発展を目指すのであれば、管理者は経営マネジメントに必要な知識と能力を有していくなければなりません。

今回は、貸借対照表から資産や経営資源について学びます。最初の問題は貸借対照表から自己資本比率を計算する問題です。

### 自己資本比率

【問題】

貸借対照表における自己資本比

回答分布			
c	a	b	a
63	61	38	26
3%	3%	7%	9%
2%	2%	51%	4%
9%	9%	1%	1%

【正解と解説】  
正解はbです。

貸借対照表は企業の財産の状況を示したもので、貸借対照表の右側はその財産をどのように調達してきたのかを示しています。純

単位:百万円	
資産の部	負債の部
流動資産 250	流動負債 230
固定資産 680	固定負債 340
純資産の部	
	資本金 360

率として、正しいものはどれか。  
(小数点第2位を四捨五入とする)

資産とは株主からの出資等と、会社の過去からの利益の蓄積が表示されています。負債とは、支払い義務や返済義務のあるものです。

自己資本比率は、負債と純資産の合計である総資本に対して、返済の必要がない自己資本がどの程度の割合であるかを示すものです。

自己資本比率は、負債と純資産の合計である総資本に対して、返済の必要がない自己資本がどの程度の割合であるかを示すものです。

次の問題は、貸借対照表では流動資産に含まれる棚卸資産についてです。

## 棚卸資産の評価方法

### 【問題】

カウンターの賞品や事務所の切手、文房具などの貯蔵品が計上される棚卸資産の評価方法として最も適切でないものはどれか。

### 【選択肢】

- a : 回収期間法
- b : 先入先出法
- c : 総平均法
- d : 個別法

### 【回答分布】

- |   |     |
|---|-----|
| a | 26% |
| b | 28% |
| c | 2%  |
| d | 18% |
|   | 9%  |

自己資本比率(%)は、  
自己資本÷総資本×100 で求めます。  
この問題の自己資本は、  
資本金の360百万円です。  
総資本は、  
流動負債230百万円+固定負債340百万円  
+資本金360百万円  
=930百万円  
 $360\text{百万円} \div 930\text{百万円} \times 100 = 38.7\%$   
となります。

自己資本比率(%)は、  
自己資本÷総資本×100 で求めます。  
この問題の自己資本は、  
資本金の360百万円です。  
総資本は、  
流動負債230百万円+固定負債340百万円  
+資本金360百万円  
=930百万円  
 $360\text{百万円} \div 930\text{百万円} \times 100 = 38.7\%$   
となります。

【正解と解説】  
正解は a です。  
選択肢 a の回収期間法は、投資評価方法の一つです。棚卸資産の評価方法ではありません。何年で投資分が回収できるかを計算し投資する方法です。

大量に仕入れ在庫の多い賞品や

の消耗品を言います。販売すれば現金化できると考えられるので、短期間で現金化が可能な資産である流動資産に分類されます。「原価法」と「低価法」があります。

## 棚卸資産の評価方法

原価法	棚卸資産の取得価額を基本に評価する方法
個別法	商品ごとにそれぞれ仕入れたときの価格で個別に評価する方法
先入先出法	仕入れた時期が早い商品から順に販売していくという想定で、棚卸資産を評価する方法
総平均法	一会計期間の平均仕入単価を評価額とする方法
移動平均法	仕入れを行うたびに、その時点の在庫と合わせて平均単価を求める方法
最終仕入原価法	期末に最も近い仕入れ時の金額を取得価額として計算する方法
売価還元法	商品をグループ分けして、売値をもとに評価する方法
低価法	原価法によって算出した取得原価と、期末時点での時価のうち、低い方を評価額として採用する方法

## 減価償却

次は取得した資産を経費として計上する、減価償却に関する問題です。

### 【問題】

減価償却ができる資産として、最も適切でないものはどれか。

※取得価格はいずれも10万円以上とする。

### 【選択肢】

- a : パチンコの補給設備
- b : 賞品カウンターのPOSシステム
- c : お客様用駐車場の土地
- d : 休憩コーナーのイスやテーブル

## 【回答分布】

- a : 2・9% b : 5・8%  
c : 54・3% d : 37・0%

## 【正解と解説】

正解はcです。

減価償却が可能な資産は、時間の経過や使用による劣化でそのものの価値が減っていく性質のものが対象です。

土地は時間経過を経ても劣化することがないので、減価償却の対象とはなりません。

その他の選択肢は、いずれも経年で価値が下がっていくため減価償却の対象です。減価償却は、取得価額、残存価額、法定耐用年数（償却期間）などにより算出します。

減価償却の方法には、残存価額を一定割合で償却する定率法と毎年一定額を償却する定額法があります。

次の問題は経営資源に関するものです。

## 経営の6資源

【問題】  
経営資源に関する以下の記述

において、(ア) (イ)に当てはまる組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

人、物、金、情報は経営の4資源と言われるが、昨今ではこれに(ア) (イ)を加えて経営の6資源と言わっている。

## 【選択肢】

- a : ア || 時間 イ || ブランド  
b : ア || 時間 イ || 知的財産  
c : ア || 経験 イ || 知的財産  
d : ア || 経験 イ || ブランド

は、時間をバランスよく配分していくことが重要です。

また、知的財産とは、無形の財産に与えられた財産権のことです。パチンコ店で言えば、店舗のブランドイメージ、広告宣伝や遊技機活用、人材育成のノウハウなどが挙げられるでしょう。

経営資源のなかには、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表には表しきれないものもあります。自店にはどのような経営資源があるのかを考え、それを施策に活用できるようにしたいものです。

## 【回答分布】

- a : 19・1% b : 23・9%  
c : 33・1% d : 23・9%

## 【正解と解説】

正解はbです。

経営資源とは、企業が利益をあげ、継続するために必要な要素です。

昨今では、人、物、金、情報

の6資源と呼ばっています。

経営の6資源の時間とは、企業が事業において費やす全ての時間

を指します。適切なタイミングで事業をスピーディに活動させるに

は、時間をバランスよく配分していくことが重要です。

また、知的財産とは、無形の財産に与えられた財産権のことです。パチンコ店で言えば、店舗のブランドイメージ、広告宣伝や遊技機活用、人材育成のノウハウなどが挙げられるでしょう。

経営資源のなかには、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表には表しきれないものもあります。自店にはどのような経営資源があるのかを考え、それを施策に活用できるようにしたいものです。

夏季の繁忙期が過ぎ、季節は秋に向かっています。次の繁忙期である年末年始の営業のための準備期間に入つたと言えます。

日々の営業に追われていると、自店の保有する経営資源を見直すことができないものです。売上や経費などの数値を意識しがちな損益計算書的な発想だけでなく、時には自店の資産を整理する貸借対照表的なものの見方も大切です。

## アーカイブをご活用ください

「店長に求められる知識」のアーカイブは、遊技産業健全化推進機構のホームページでご覧になれます。  
「機構広報誌」をクリックしてください。今回の「経営マネジメント」の主な項は一。

2019年	2月号	レバレッジ効果／会計／減価償却／財務指標
2020年	1月号	合併と買収／スクラップアンドビルト／経営再建／フランチャイズ経営
	2月号	リスクマネジメント／危機管理／個人情報／情報漏えい
	3月号	社内制度／動機づけ要因／ワーク・ライフ・バランス／経営管理手法
2022年	2月号	売上と粗利／粗利益率／損益計算書／損益計算
	3月号	人材マネジメント／モチベーション理論／組織のモチベーション／意欲とスキル
	4月号	営業利益率／限界利益／貸借対照表／自己資本比率
2023年	7・8月号	営業利益／会計・財務／賞品原価率／労働生産性

ぜひ活用ください。

## 6月19日 定時社員総会・臨時理事会等を開催

一般社団法人遊技産業健全化推進機構は2023年6月19日、都内の会議室で定時社員総会を開催した。任期満了を迎えた理事、監事の選任を行ない、理事9名、監事1名が承認可決された。(順不同)

理事 五木田彬(重任)

森末暢博(重任)

永田靖(重任)

羽賀求(重任)

關昭太郎(重任)

千原行喜(重任)

大久保正博(重任)

渡辺圭市(重任)

宮良幹男(新任)

監事 今尾金久(重任)

理事長 入江良一

副代表理事 佐藤正夫

副代表理事 森末暢博

副代表理事 永田靖

専務理事 羽賀求  
なお、6月末時点の社員団体及び社員代表者は以下の通り。(順不同、敬称略)

全日本遊技事業協同組合連合会

理事長 阿部恭久

一般社団法人日本遊技関連事業協会

会長 西村拓郎

日本遊技機工業組合

理事長 榎本善紀

日本電動式遊技機工業協同組合

理事長 小林友也

全国遊技機商業協同組合連合会

会長 中村昌勇

回胴式遊技機商業協同組合

理事長 大饗裕記

一般社団法人遊技場自動サービス機工業会

理事長 木原茂成

遊技場自動補給装置工業組合

理事長 入江良一

遊技場メダル自動補給装置工業会

理事長 大泉政治

一般社団法人MIRAIーぱちんこ産業連盟

理事・相談役 松田高志

一般社団法人余暇環境整備推進協議会

代表理事 佐藤正夫

一般社団法人電子認証システム協議会

代表理事 越野友春

一般社団法人ブリペイドシステム協会

代表理事 石田倫敏

### 編集後記

「先日来、右足のくるぶしの下に痛みを感じるようになり、レントゲン検査したところ、大昔の剥離骨折の骨のかけらが、肉の衰えと共に神経を刺激するようになったと診断され、今更手術でもないだろうから、一生付き合って行きなさいと言われました」と高校球児だった級友からメールが届いた。

「思い当たるのは、応援に来てもらった夏の大会直前の練習試合(日体荏原戦)での捻挫

しかなく、大会を控えて医者通いなど出来ず、シップでごまかした記憶が蘇ってきました。

忘れていた

50年前の傷

形で蘇つくるとは」。

私も数人でコソソリ授業を抜け出し予選大会の応援に行つた記憶が蘇った。今年は超猛暑の中の選手権大会!(M)

**同級生からのメール**

50年前の傷

がこういう

意味で蘇つくるとは」。

私も数人でコソソリ授業を抜け出し予選大会の応援に行つた記憶が蘇った。今年は超

猛暑の中の選手権大会!(M)

8月初旬、人生初体験となる詩の朗読会に足を運んだ。この業界で長年お世話になつてきただから、こういう催しをするから来てみないかと誘われたのだ。

実は、この方は伝説の詩人と言われる頃ももつ才人。一方、小生は詩の世界とは程遠い人

間なので、会場の前では足が若干すくんだが、いざ始まる

**初体験** と、その方がとても生き生きと朗読することもあつてか、一つの言葉が思った以上に耳に飛び込んでくる。また誘つてほしいとお願いした次第で、何事も初体験とはしてみるものだとしみじみ思つた。(N)

間なので、会場の前では足が若干すくんだが、いざ始まる

推進機構では10月27日まで、



夏用ベストを着用した検査要員が  
ホールに伺います